



一時保育のご案内



ばんげ保育所では、家庭で育児している保護者が、傷病、災害、介護、出産などにより一時的に家庭での育児が困難となる就園前のお子さんを有料でお預かりします。(令和6年4月1日から)
※お子様の体調などによりお預かりできない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

《実施施設》

◆会津坂下町立ばんげ保育所

969-6554 会津坂下町字松ノ目1596
0242-83-3202



《対象児童》

◆一時保育利用日現在において生後6か月からその年の4月2日以降翌年4月1日の間に3歳に達する児童のうち、次のいずれかに該当するお子さん

- (1) 本町に住所を有し、かつ、居住しており、保育所その他の保育施設に入所していないお子さん
- (2) 祖父母が本町に住所を有し、かつ、居住している世帯に、保護者と一時的に本町に居住するお子さん

《一時保育を利用できる事由・日数》

	対象事由	基準利用日数
前記 (1)	① 保護者の職業訓練、修学等により、一時的に保育が必要となる場合	週3日以内
前記 (1)	② 保護者の傷病、災害、介護等やむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる場合	1回につき連続して最大2週間以内
及び (2)	③ 育児に伴う保護者の身体的及び心理的な負担を軽減する場合	週1日以内
	④ 保護者の出産により、保育が必要となった場合	産前8週(多胎児妊娠の場合は14週)から産後8週までの間、日数は不問

※ただし、利用希望日が感染症の流行時や所行事などと重なっている場合、利用をお断りすることがありますので、ご了承ください。

《利用時間及び利用料金》

◆ばんげ保育所が保育を行う月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分まで

※ただし、やむを得ない事由により日時の延長が必要な場合はご相談ください。

◆1日の利用時間が4時間以下の場合 750円

1日の利用時間が4時間を超える場合 1,500円

※同一世帯において同日に一時保育を利用した児童が複数人いる場合は、2人目以降の一時保育料の額は半額

《利用手続き》

◆まず、ばんげ保育所へお電話をお願いします。

受け入れ準備のため、できれば利用希望日の3日前までにご連絡いただけるとありがたいです。緊急の場合は別途ご相談ください。

○手続きの流れ

①電話で、保護者の方のお名前と連絡先、お子さんのお名前と生年月日、利用理由や保育希望日時などをお知らせください。

②お子さんと一緒に面談を実施します。その際、申請書をお持ちください。

（申請書は、HPからダウンロードするか、保育所に備え付けのものをご利用ください。）

※2回目以降は面談の必要はありません。

③一時保育利用日の朝、現金（お釣りのないように）にて職員室担当者へお渡しください。

《提出書類》

◆一時保育利用申請書

◆出産する子どもの母子手帳のコピー（出産により一時保育を利用する方）



《キャンセルについて》

◆利用日の前日16時30分までにご連絡ください。（土日祝日を除く）

前日までにご連絡をいただけなかった場合は、利用がなくとも保育料を納入いただきます。あらかじめ、ご了承ください。

※感染症など体調不良によるキャンセルの場合

当日キャンセルをお受けします。利用時間前までにご連絡ください。

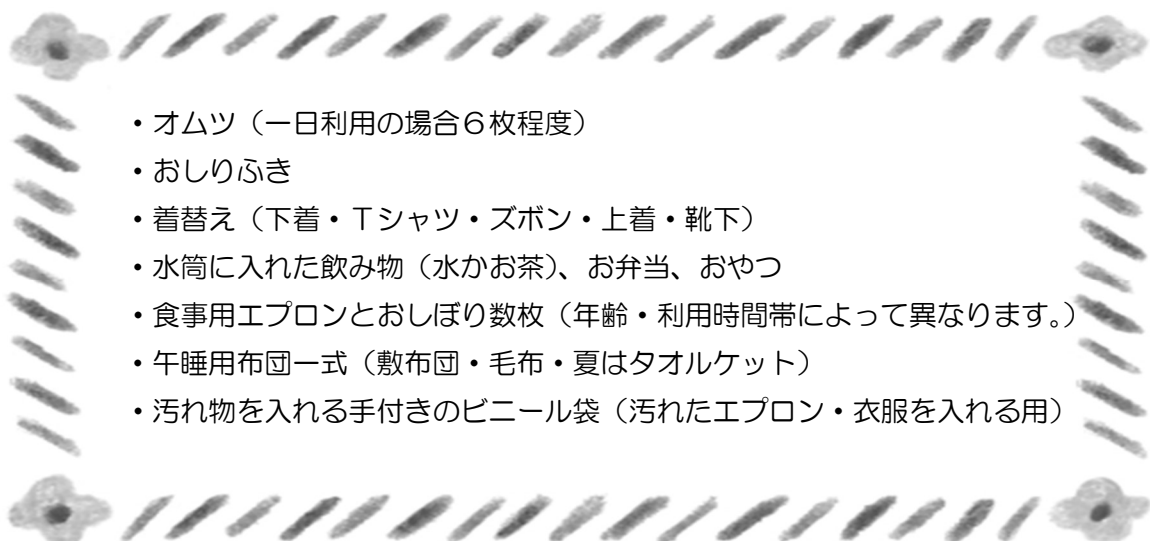
◆キャンセルの連絡をいただけなかった場合には、次回以降の利用をお断りすることがあります。



《持ち物》

◆持ち物にはすべて名前を記入してください。

◆利用時間帯により持ち物は異なりますので、面談時にご確認ください。



- ・オムツ（一日利用の場合6枚程度）
- ・おしりふき
- ・着替え（下着・Tシャツ・ズボン・上着・靴下）
- ・水筒に入れた飲み物（水かお茶）、お弁当、おやつ
- ・食事用エプロンとおしぼり数枚（年齢・利用時間帯によって異なります。）
- ・午睡用布団一式（敷布団・毛布・夏はタオルケット）
- ・汚れ物を入れる手付きのビニール袋（汚れたエプロン・衣服を入れる用）